

奥州市排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金制度のご案内

市では下水道や市営浄化槽に接続する既存住宅の排水設備工事を行う資金の融資あっせん[※]と利子補給(金融機関融資利率のうち2%を市が補給)を行います。

◆対象の工事

- 建物: 既存の一般住宅、店舗等兼用住宅、共同住宅及び長屋住宅。新築建物、店舗(事務所)は対象外
- 申請者: 建築物の所有者又は占有者若しくは使用者(又はその家族)
- 融資対象費: トイレ等の水洗化を目的とし、屋内全ての生活排水を接続する工事費(下記工事費を含む)
 - ・便器設置に伴う床の張り替え等の大工事費
 - ・便器の給水及び電気工事費
 - ・便器購入費

※奥州市が指定する「奥州市下水道排水設備工事指定店」が行う工事に限ります。

※原則、制度のご利用は1度限り。過去に当制度を利用された建物は対象外。

◆利子補給の融資条件

- 融資は1件とし、100万円まで(千円単位)の工事金額。
 - 返済は、5年(60回)以内の元金均等月賦償還
 - 令和7年度の融資利率は 2.70% ※固定金利(完済まで融資実行年度の利率を適用)
 - 令和7年度は融資利率の 0.70%分の利子負担有り。市は2.00%分を補給します。
 - 返済が遅延した場合は遅延した期間の利子補給はしません
 - 融資機関は、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、水沢信用金庫、岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合、東北労働金庫の奥州市内にある本店又は支店。ご利用口座をご確認ください。
- ※融資条件(収入要件、連帯保証人など)は、金融機関により異なりますので、金融機関融資窓口にてご確認ください。

◆融資返済例 融資額100万円の場合(返済期間5年60回払い) 下表参照

※ 毎月、元金と0.7%分の利子額をご返済いただきます。市は2%分の利子を補給。

4月から開始した場合の例 利子の計算式 融資残額×利率×日数÷365日

返済回数	融資残額	元金	申請者負担利子 0.7%分	市補給利子 2.0%分
1(1月目)	1,000,000円	16,700円	576円	1,643円
2(2月目)	983,300円	16,700円	584円	1,670円
3(3月目)	966,600円	16,700円	557円	1,588円
⋮	⋮	<途中略>	⋮	⋮
59(59月目)	31,400円	16,700円	17円	48円
60(60月目)	14,700円	14,700円	9円	24円
		合計 1,000,000円	合計 17,764円	合計 50,725円

◆申請者の要件

- 建築物の所有者又は占有者若しくは使用者(又はその家族)(市営浄化槽は建物所有者)とし、排水設備工事申請者と同一者であること。同居していないご家族の場合、所有者との関係が証明出来る書類として「戸籍抄本(個人・一部事項証明)」を添付ください。
- 市税、建物対象地の下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、市営浄化槽分担金の滞納がないこと。未納分は納めていただきます。

◆申請方法

- 裏面「排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給金交付の流れ」をご覧いただき、「奥州市排水設備工事指定店」へ申請依頼してください。

問い合わせ先・・・奥州市上下水道部下水道課排水係(江刺総合支所内) TEL 0197-34-1651(直通)